

令和3年度 NHK歳末たすけあい 1次配分要領

1. 配分対象団体

(1) 社会福祉関係団体

- ※ 県域を活動エリアとしていること
- ※ 当事者団体、生活困窮者支援団体、ホームレス支援団体、大規模災害の復興支援団体を含む
- ※ 生活・福祉課題（ヤングケアラー・ひきこもり・社会的孤立等）の解決に努めている団体

(2) 社会福祉施設連盟

(3) 更生保護施設

2. 配分対象事業の要件

(1) 歳末たすけあいの趣旨が生かされていること

歳末たすけあい募金は、

歳末時期のたすけあいを目的とした募金で、歳末時期に実施する福祉活動を中心に助成をしています。また、今年度は新型コロナの影響により、経済的・社会的に孤立している人たちを巡る生活・福祉課題が頻出している事を踏まえ、「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通テーマに掲げ、つながりをたやさないために取り組む事業（オンライン等での実施を含む）についても支援します。また、東日本大震災をはじめ自然災害の被災地で支援を求めている被災者がおられ、今年度も度重なる自然災害を踏まえ、「自然災害」も全国の共通的なテーマとして設定されています。

(2) 福祉サービスを必要とする当事者の支援を目的としていること

(3) 令和3年12月～令和4年3月に実施すること

注1 通年事業のうち(3)の期間だけを配分対象事業として扱うことはできない。【例】○△会報2月号発行事業

注2 要望する事業にかかる支出は、12月1日以降のものに限る。

※ やむを得ない事情がある場合は、配分委員会で決定いたします。

(4) 当該事業において、参加費を除く収入が100万円以内であること

(5) 当該事業において、他の団体からの助成・寄付・補助等が総収入の半分以下であること

(6) 恒常的に使用する備品等の購入事業でないこと【例】事務用PC購入事業

3. 受配要望額

総事業費の4分の3以内を基準とし、20万円を上限とします。

※人件費には充当できません。

4. 提出書類・提出方法

- (1) NHK歳末たすけあい受配要望書：郵送及び e-mail の両方で提出
- (2) 複数業者の見積書コピー（備品等を購入する場合のみ）：郵送のみ
- (3) 今年度の事業計画書（団体作成のもの）：郵送のみ
- (4) 今年度の予算書（団体作成のもの）：郵送のみ

5. 提出期限

令和3年11月24日（水）必着（厳守）

6. 配分決定方法・決定時期

社会福祉法人兵庫県共同募金会 配分委員会の審査により決定し、令和3年12月中旬に文書通知します。

7. 留意事項

- (1) 受配決定した際には、事業を実施した旨のPRを求めます。
- (2) 事業完了後に、事業完了報告書、精算書の提出を求めます。
- (3) 原則、要望書提出後の内容の変更は認めません。
- (4) 3月末日までに事業が完了できない場合、事業を中止した場合、及びこの要領に違反したときは、配分決定を取り消し、配分金の返還を求めます。

8. 提出・問合せ先

社会福祉法人 兵庫県共同募金会（担当：大隅）

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

〔TEL〕 078-242-4624 〔FAX〕 078-242-4625

〔メール〕 info@akaihane-hyogo.or.jp 〔URL〕 <http://www.akaihane-hyogo.or.jp>